同居家族会員の会費の一部を減額する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、同居家族内に複数の会員がいる場合、会費の一部を軽減すことにより、同居家族の 負担を軽減し、建築士会への入会を促進することを目的とする。

(申請)

第2条 会長は、同居している正会員から別紙「同居建築士の会費の減額申請書」により会費の軽減の申し出があったとき、会長は理事会の承認を得て、同居している会員の会費の一部を軽減することができる。

(軽減額)

第3条 前条により軽減することができる額は、次のとおりとする。 同居会員 1 人あたり減額する額 9, 000 円/年

(刊行物等配布の停止)

- 第4条 軽減された同居会員には、次の刊行物等を送付しないものとする。
 - 一 機関紙「建築士」
 - 二 会誌「建築ニュースぎふ」及び「建築ニュースぎふ:情報ひろば」
 - 三 前各号の同封する雑誌、チラシ及び刊行物等
 - 四 その他会長が指定したもの

(変更届出の義務等)

- 第5条 会費を減額された同居者は、同居でなくなったときは、速やかに会長にその旨を届け出るものと する。
- 2 前項の届出がなされずに、後日、同居会員でなくなったことが判明した場合は、同居しなくなった 日に軽減措置がされなくなったものとする。
- 3 前項の場合、同居会員又は世帯主会員は、軽減した会費を同居会員でなくなったときからの会費を 納入するものとする。

(対象者)

- 第6条 第2条の申請の対象者は、岐阜県建築士会が行う「会費等の自動引き落し制度」により会費の 納入ができる正会員とする。
- 第7条 この規程の運用について、必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。

同居会員の会費の減額申請書

私は、同居家族会員の会費の一部を減額する規程(以下「会費減額規程」という。)に基づき、次のと おりに会費の一部減額の申請をします。

なお、申請が認められた場合は、会費減額規程を遵守します。

令和 年月日

公益社団法人 岐阜県建築士会 会長 横井 守 様

世帯主会員名	会員番号	住 所	
(自筆署名)			TEL:
		勤務先名	
			TEL:
		同住所	
同居会員名	会員番号	勤務先名	
(自筆署名)			TEL:
		同住所	
同居会員名	会員番号	勤務先名	
(自筆署名)			TEL:
		同住所	
同居会員名	会員番号	勤務先名	
(自筆署名)			TEL:
		同住所	